

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	10-06-01		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	子ども家庭総合センターの管理運営		部課名	子ども家庭総合センター	課長名	菊池		
			担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	管理運営費						
	01-02-01	相談事業費						
	01-02-02	診断指導費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input checked="" type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	荒川区子ども家庭総合センター条例			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	子ども及び家庭に係る総合的な支援を行うことにより、区民が安心して子どもを生み育てることができる家庭環境及び地域社会の形成に寄与することを目的とする。							
対象者等	妊産婦及び18歳未満の子どものいる保護者 関係機関や近隣住民等							
内容	子ども家庭総合センターは、児童福祉法第12条第1項の規定に基づく児童相談所として、主に同法第11条第2項に掲げる下記業務を行う。 ●子ども及び家庭に係る総合的な相談対応（調査、判定、指導） ●児童の一時保護 ●里親に関する業務							
経過	平成31年 4月24日 政令指定申請（児童相談所設置市） 令和元年 8月30日 政令指定（児童相談所設置市） 令和 2年 4月 1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和 2年 7月 1日 児童相談所業務開始							
必要性	増加傾向にある児童虐待に対応するため、未然防止から相談対応、一時保護、施設入所、家庭復帰まで切れ目ない一貫した支援を行う必要があり、その拠点として、子ども家庭総合センター（児童相談所）は不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	①	児童虐待による重大事例件数	0	0	0	0	0	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	継続	児童福祉法第12条第1項に基づく児童相談所として事業を継続する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額				-	186,664	150,973	146,468	
決算額(4年度は見込み)				-	118,794	128,509	146,468	
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	光熱水費、消耗品費等	13,511	需用費	光熱水費、消耗品費等	11,844	需用費	光熱水費、消耗品費等	12,583
役務費	児童移送費、データセンター利用料等	2,786	役務費	ごみ処理券、児童移送費等	3,322	役務費	ごみ処理券、児童移送費等	5,028
委託料	法定点検、業務委託料等	89,646	委託料	法定点検、業務委託料等	97,393	委託料	法定点検、業務委託料等	103,166
使用料及び賃借料	公用車賃借料等	2,406	使用料及び賃借料	公用車賃借料等	2,500	使用料及び賃借料	公用車賃借料等	3,021
備品購入費	備品購入費	1,038	備品購入費	備品購入費	570	備品購入費	備品購入費	501
報償費	医師、弁護士謝礼等	7,164	報償費	医師、弁護士謝礼等	8,131	報償費	医師、弁護士謝礼等	18,464
工事請負費	駐輪場屋根設置工事	1,155	負担金補助及び交付金	治療指導事業等利用に係る負担金	4,749	負担金補助及び交付金	東京都との協定に係る負担金	3,567

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	489,009	477,189	▲ 11,820	地方税等	0	0	0
	物件費	106,758	114,766	8,008	国庫支出金	21,314	56,351	35,037
	維持補修費	2,629	838	▲ 1,791	都支出金	100	219	119
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	912	1,027	115
	補助費等	8,252	12,905	4,653	使用料及び手数料	226	271	45
	減価償却費	51,168	51,168	0	その他	1,549	1,692	143
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	24,101	59,560	35,459
	賞与・退職給与引当金繰入額	168,568	38,607	▲ 129,961	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 803,438	▲ 635,913	167,525
	その他行政費用	1,155	0	▲ 1,155	金融収支差額(d)	▲ 1,008	▲ 1,412	▲ 404
	行政費用合計(b)	827,539	695,473	▲ 132,066	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 804,446	▲ 637,325	167,121
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 804,446	▲ 637,325	167,121

備考 行政費用では、給与関係費、物件費（設備保守点検業務や清掃業務及び里親支援事業業務委託等）が大半を占めている。行政収入は、児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金のほか、一時保護所賄収入、自動販売機電気使用料収入（その他）である。

問題点・課題 児童相談所業務を安定的に実施するため、中長期的な専門人材の確保・育成ならびに体制構築が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、スーパーバイザーによるOJT・所内研修のほか、計画的な研修への参加等により、職員の育成を図る。	計画的な所内研修を実施し、新規採用職員や異動職員の育成を図った。	引き続き、所内研修の充実を図る他、積極的に外部研修の受講を推奨し、職員の育成を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区)
	実施区：港区、世田谷区、江戸川区、中野区、板橋区（令和4年7月～）

議会要旨 令和2年度6月会議（横山議員） アウトリーチ型支援の拡充について

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	10-06-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	児童保護措置等業務		部課名	子ども家庭総合センター	課長名	菊池	
			担当者名	蜂谷	内線	3911	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（4年度）	01-07-01	国基準経費（児童養護施設等）					
	01-07-02	養育家庭等委託事業費					
	01-07-03	ファミリーホーム委託事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input checked="" type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の円滑な運営				
目的	子どもを家庭において養育することが困難であり、又は適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境において、公的責任で心身ともに健やかに養育することを目的とする。						
対象者等	家庭において養育することが困難であり、又は適当でない子ども（原則、満18歳に満たない者）						
内容	<p>児童福祉法第59条の4の規定に基づく児童相談所設置市として、同法第50条に掲げる下記費用を支弁する。</p> <p>●施設等への委託又は入所に要する費用 ※施設等（【 】内は令和3年度末在籍数）：乳児院【7人】、児童養護施設【29人】、障害児入所施設【4人】、児童心理治療施設【2人】、児童自立支援施設【0人】、里親・ファミリーホーム【6人】 ※施設等が、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために要する費用を含む。</p> <p>●児童自立生活援助事業の実施に要する費用 ※令和3年度末自立援助ホーム在籍数：3人 ●一時保護委託に要する費用 ※一時保護委託児童数（R3.4～R4.3）：24人 ●障害児入所給付費等の支給に要する費用 ※令和3年度末給付対象児童数：7人</p>						
経過	平成31年 4月24日 政令指定申請（児童相談所設置市） 令和元年 8月30日 政令指定（児童相談所設置市） 令和 2年 4月 1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和 2年 7月 1日 児童相談所業務開始						
必要性	児童福祉法に基づき児童相談所設置市が行う事務である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
継続	継続	児童福祉法の規定に基づき事務を継続する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額					-	576,861	541,203	626,012
決算額(4年度は見込み)					-	328,746	505,916	626,012
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
役務費	里親制度に係る保険料等	96	役務費	里親制度に係る保険料等	143	負担金補助及び交付金	事務委託費、補助金等	178,034
負担金補助及び交付金	事務委託費、補助金等	23,549	負担金補助及び交付金	事務委託費、補助金等	79,988	扶助費	国基準経費等	103,094
扶助費	国基準経費等	305,101	扶助費	国基準経費等	425,785			

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額			2年度	3年度	差額	
	給与関係費	25,958	35,399	9,441	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	311,679	215,480	▲ 96,199	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,000	0	▲ 2,000	
	扶助費	305,101	425,785	120,684	分担金及び負担金	3,907	5,426	1,519	
	補助費等	23,645	80,132	56,487	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	2,954	1,696	▲ 1,258	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	320,540	222,602	▲ 97,938	
	賞与・退職給与引当金繰入額	8,948	2,864	▲ 6,084	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 43,112	▲ 321,578	▲ 278,466	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	363,652	544,180	180,528	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 43,112	▲ 321,578	▲ 278,466	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 43,112	▲ 321,578	▲ 278,466	

備考 行政費用は、児童入所施設に係る措置費である扶助費が大部分となっている。行政収入は、国庫負担金（児童入所施設措置費等及び障害児入所施設給付費等）や施設入所に係る保護者負担金、施設入所措置費の単価改定に伴う精算返還金（その他）となっている。

問題点・課題
 ・東京都及び各児童相談所設置特別区とは、施設等への入所又は委託に関して、管轄に関わらず措置できることとしているため、支弁基準等について、都区間で統一を図る必要がある。
 ・児童相談所設置特別区の増により、施設側の事務負担が一層増えることが想定されるため、都、区、施設が協議して、事務の効率化を進める必要がある。
 ・保護者負担金の未収による債権が発生しており、今後、子どもの安全を守りながら、適切に債権管理を行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たに示される国制度に関して、引き続き、都区間における支弁基準等の統一化について、調整を図る。	定例の事務担当者会を開催するなど、都区間における支弁基準等の統一化について、調整を図った。	定例の事務担当者会の開催の他、都区間における支弁基準の統一化について、適宜、調整を図る。
②	債権管理の原則に則りながら、子どもの安全を確保しつつ、適切な督促を行う。	債権管理の原則に則りながら、子どもの安全を確保しつつ、適切な督促を行った。	引き続き、債権管理の原則に則りながら、子どもの安全を確保しつつ、適切な督促を行う。
③			

他区の実況
 (実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区)
 実施区：港区、世田谷区、江戸川区、中野区、板橋区(令和4年7月～)

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	10-06-03		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	児童虐待防止対策事業		部課名	子ども家庭総合センター	課長名	菊池		
			担当者名	蜂谷	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-02-03	児童虐待防止対策事業費						
	01-02-04	養育支援訪問事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	荒川区要保護児童対策地域協議会要綱			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	児童虐待の防止等に関する施策を推進し、子どもの権利利益の擁護に資することを目的とする。							
対象者等	妊産婦及び18歳未満の子どものいる保護者 関係機関や近隣住民等							
内容	<p>【要保護児童対策地域協議会】 要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等に関する情報及び要保護児童等への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。</p> <p>【啓発活動】 児童虐待防止や虐待通告に関する啓発活動を行う。</p> <p>【養育支援訪問事業（育児家事支援ヘルパー派遣、安心子育て訪問事業）】 育児に不安があり周囲から十分な支援が得られない家庭を、委託事業者のヘルパーや地域の育児支援活動団体のボランティアが訪問し、傾聴や育児・家事支援等を行うことにより、育児不安や孤立化の解消を図る。</p>							
経過	<p>H19. 2 荒川区要保護児童対策地域協議会設置</p> <p>H19. 10 児童虐待への対応を強化するため、先駆型子ども家庭支援センター（総合相談、地域組織活動等の従来機能に加え、児童虐待の予防と早期発見、見守り機能を付加）に移行</p> <p>H19 児童生徒への虐待防止カードの配布、H21 虐待対応専門相談員の配置、虐待予防講演会</p> <p>H22 虐待予防のためのグループミーティング（H25～27 コモンスペース「アソシエイト」プログラム実施）</p> <p>H23 機能強化：精神科医のスーパーバイズ、心理専門相談員配置</p> <p>H25 虐待対策コーディネーターの配置及び虐待対策ワーカーの増配置</p> <p>H27. 2 特定妊婦情報提供ガイドライン作成 H27. 4 子ども家庭支援センターが係から課となる</p> <p>H27. 6 安心子育て訪問事業開始 H30. 4 弁護士によるスーパーバイズ開始</p> <p>R 2. 4 荒川区子ども家庭総合センター開設</p> <p>R 2. 7 児童相談所業務の開始</p>							
必要性	児童福祉法の規定により要保護児童対策地域協議会の設置が必要である。また、虐待や養育困難などリスクの高い家庭や育児不安が強い家庭に対し、リスク軽減や育児不安の解消のため、協働による育児家事支援を行う事業として必要性は高い。							
実施方法	<p>（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>補助事業（安心子育て訪問事業） 委託事業（養育支援訪問事業（育児家事支援ヘルパー派遣））</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	児童虐待防止講演会（子育て講演会）参加者数	42	0	74	70	70	2年度は感染症拡大防止のため中止 3年度は映画鑑賞会を実施
	②	虐待防止グループミーティング（はーふタイム）参加者数	37	41	39	60	60	延べ人数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続	継続	子どもの権利利益の擁護のために事業を継続する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額	7,314	8,152	4,742	5,062	7,684	6,596	6,422
決算額 (4年度は見込み)	4,510	3,788	4,028	3,634	4,189	4,159	6,422
実績の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
児童虐待新規件数 (区・児相合計)	502	470	531	642	572	477	
うち区児童虐待新規件数	303	284	281	328	-	-	-
児童虐待防止講演会参加者数	250(2回)	68	62	42	0	74	70
虐待防止グループミーティング参加者	39	42	48	37	41	39	60

予算・決算の内訳								
令和2年度 (決算)			令和3年度 (決算)			令和4年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	スーパーバイザー謝礼、講師謝礼	908	報償費	講師謝礼	344	報償費	講師謝礼	434
需用費	啓発物品、マニュアル等	677	需用費	啓発物品、マニュアル等	620	需用費	啓発物品、マニュアル等	1,280
委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	1,595	使用料及び賃借料	講演会会場使用料等	5	使用料及び賃借料	講演会会場使用料等	136
使用料及び賃借料	会場使用料	23	委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	2,080	委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	2,639
負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	986	負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	1,110	負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	1,933

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額	
行政費用	給与関係費	11,834	12,020	186	地方税等	0	0	0
	物件費	2,294	2,705	411	国庫支出金	3,253	1,927	▲ 1,326
	維持補修費	0	0	0	都支出金	6,070	1,568	▲ 4,502
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,895	1,454	▲ 441	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	9,323	3,495	▲ 5,828
	賞与・退職給与引当金繰入額	4,079	972	▲ 3,107	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,779	▲ 13,656	▲ 2,877
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	20,102	17,151	▲ 2,951	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,779	▲ 13,656	▲ 2,877
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,779	▲ 13,656	▲ 2,877	

備考 行政費用は、給与関係費、物件費（養育支援訪問事業業務委託費）のほか、補助費は安心子育て訪問事業に伴う補助金等である。に行政収入は、子ども・子育て支援交付金（国庫・都支出金）及び子供家庭支援区市町村包括補助事業（都支出金）である。

問題点・課題 新型コロナウイルス感染症に関連する社会情勢下において、効率的な事業活動や広報活動方法を模索するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携強化を図り、機動的に相談に対応できる体制を構築する。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	マニュアルを活用し、関係機関からの通告ルール等について周知し、連携強化を図る。	学校・保育園等の関係機関で実施する会議等において、マニュアルによる通告ルールの周知を行った。	引き続き、関係機関への通告ルールの周知に努め、連携強化を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨	平成26年6月会議 (吉田議員) 居所不明児童への対応について 平成27年9月会議 (町田議員) 児童相談所の区移管の進捗状況について 平成28年9月会議 (斉藤(邦)議員) 里親の担い手を増やす体制と目標を持つこと 平成28年11月会議 (吉田議員) 里親制度の理解と普及啓発 令和3年11月会議 (増田議員) 児童虐待防止に関して、児童への啓発や講演会の充実を図ること
------	--

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	10-06-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	24時間・365日体制強化事業	部課名	子ども家庭総合センター	課長名	菊池		
		担当者名	海老原	内線	3912		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-02-07	24時間・365日体制強化事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の円滑な運営				
目的	児童虐待通告や子育て相談を24時間365日確実に受け付ける体制を確保し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ることを目的とする。						
対象者等	【あらかわキッズ・マザーズコール24】 妊産婦及び18歳未満の子どものいる保護者 【児童相談所虐待対応ダイヤル（189）】 関係機関や近隣住民等						
内容	【あらかわキッズ・マザーズコール24】 0120-536-883 ※通話料無料 妊娠や子育てに関する相談について、24時間365日電話対応を行う。最初に看護師が電話で相談の内容を聞き、内容によって臨床心理士等との相談につなげる。 対応は原則匿名かつ即答で行うが、相談者が区への相談引継ぎを希望した場合、虐待が疑われる場合、又は相談者への支援が必要な場合（メンタルヘルス、ひとり親等）については、必要な情報の収集を行う。 【児童相談所虐待対応ダイヤル（189）】 ※通話料無料 夜間及び閉庁日に、児童相談所虐待対応ダイヤルより転送された児童虐待通告及び児童相談に対応する。児童虐待相談に従事した経験を有する者（児童福祉司等）が聞き取りを行い、すべての入電について区に報告する。						
経過	平成20年度 あらかわキッズ・マザーズコール事業開始 平成27年度 対象年齢を「6歳までの児童」から「18歳未満の児童」に変更し対象年齢を拡大 令和2年7月 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）運用開始						
必要性	児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために、24時間・365日相談を受け付ける窓口を設置する必要がある。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 令和2年度の契約に当たっては、プロポーザル方式により事業者を選定。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	① 相談受付件数（年間） あらかわキッズ・マザーズコール24	1,888	1,509	1,254	1300	1,300	
	② 相談受付件数（年間） 児童相談所虐待対応ダイヤル		138	205	200	200	令和2年度は7月から事業開始
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
継続	継続	児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために事業を継続する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額		4,656	4,656	4,656	4,699	12,870	12,712	21,842	
決算額（4年度は見込み）		4,656	4,656	4,656	4,699	10,718	12,712	21,842	
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
事項名（4年度は見込み）									
入電件数(キッズ・マザーズコール24)		3,073	2,603	2,284	1,888	1,509	1,300	1,300	
入電件数（189）		-	-	-	-	138	120	200	
予算・決算の内訳									
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	電話相談業務委託料	10,718	委託料	電話相談業務委託料	12,712	委託料	電話相談業務委託料	21,842	
	・児童相談所虐待対応ダイヤル（189）			・児童相談所虐待対応ダイヤル（189）			・児童相談所虐待対応ダイヤル（189）		
	・あらかわキッズ・マザーズコール24			・あらかわキッズ・マザーズコール24			・あらかわキッズ・マザーズコール24		
							・SNS相談業務		

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額	
	給与関係費	1,145	1,041	▲ 104	地方税等	0	0	0
	物件費	10,718	12,712	1,994	国庫支出金	2,990	3,986	996
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,369	2,369	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,359	6,355	996
	賞与・退職給与引当金繰入額	395	84	▲ 311	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,899	▲ 7,482	▲ 583
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	12,258	13,837	1,579	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,899	▲ 7,482	▲ 583
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,899	▲ 7,482	▲ 583

備考

行政費用は、電話相談業務委託料としての物件費が大部分を占めている。行政収入は、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）に係る国庫補助金及びあらかわキッズ・マザーズコール24に係る都補助金である。

問題点・課題

区ホームページや区報での周知の他、社会的関心も高まり、入電件数は増加傾向である。引き続き、誰でも気軽に相談できる窓口として、区民への認知拡大を図り、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に繋げていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、相談・通告時の連絡先を区民に広く周知し、児童虐待の未然防止を図る。	区ホームページ（トップページ）及び毎号の区報に相談先を掲載し、広く区民への周知を図った。	昨年度までの取組みに加え、各種啓発事業等においても、事業の周知を図っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区)
	189：港区、世田谷区、江戸川区、中野区、板橋区（令和4年7月～）
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	10-06-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	ショートステイ事業		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	菊池	
			担当者名	鈴木		内線	3911	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-09-01	ショートステイ事業費						
事務事業の種類	● 新規事業（● 4年度 ○ 3年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	(2006)	年度	根拠	児童福祉法、子育て短期支援事業実施要綱、荒川区ショートステイ事業実施要綱等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● 無	()	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、当該児童について、短期間の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。							
対象者等	1. 区内に在住する2歳以上義務教育終了前までの児童及び保護者（施設ショート、協力家庭ショート※協力家庭の場合のみ、きょうだい利用で1歳児可） 2. 区内に在住する0歳及び1歳の児童及び保護者（乳幼児ショートステイ事業）							
内容	1. 対象者 次のいずれかの事由に該当する者で、他に養育する者がいない者 (1) 保護者の疾病 (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等 (3) 出産、看護、事故等 (4) 冠婚葬祭、出張、学校行事参加等の社会的事由 2. 利用期間 7日以内（2歳児以上のショートステイのみ日帰り利用可） 3. 申込方法 原則として利用日の3ヶ月前から3日前 4. 定員 ショートステイ事業：原則3人、乳幼児ショートステイ事業：原則1人、協力家庭：原則1人 5. 基本負担額（1人1日当たり） ・ショートステイ事業：2,600円（住民税非課税世帯1,300円、生活保護世帯0円）、 ・乳幼児・協力家庭 ショートステイ事業：3,000円（住民税非課税世帯1,500円、生活保護世帯0円）							
経過	平成18年 2月 ハイツ尾竹内にショートステイ専用室設置。18年6月から事業開始 平成18年12月 事業の弾力的な運用として日帰り利用を開始 平成20年 4月 受入児童の年齢を「3歳以上」から「2歳以上」に引き下げ 平成24年 4月 受入児童の年齢を中学校就学前から義務教育終了前まで引き上げ 平成25年 4月 受付期間を利用日の5日前から3日前に短縮 平成26年 4月 交通費の上限を1日当たり500円に改正 平成27年 5月 利用申請書等の様式を見直し、利用取消欄を追加 平成28年 3月 乳幼児ショートステイ事業を開始（日本赤十字社医療センター附属乳児院に委託） 平成30年10月 保護者に代わり一時的に児童を養育する「協力家庭」でのショートステイ事業を開始 令和2年 4月 協力家庭ショートステイ事業でのきょうだい利用で、1歳の受入れを可とする 令和4年 4月 ショートステイ事業運営事業者を変更（社会福祉法人扶助者聖母会に委託）							
必要性	児童福祉法で市町村で実施する努力義務が規定されている。保護者が疾病・出産・冠婚葬祭等一時的に養育が困難な場合の対応として、区として必須の事業である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） ○施設：社会福祉法人扶助者聖母会（北区）○乳幼児：日本赤十字社医療センター附属乳児院（渋谷区）○協力家庭：区内各協力家庭（R3年度実績7家庭）にそれぞれ委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	利用児童数（延べ利用日数）	107	72	80	120	180	ショートステイ事業
	②	利用児童数（延べ利用日数）	57	27	68	95	100	乳幼児ショートステイ事業
③	利用児童数（延べ利用日数）	204	207	344	360	360	協力家庭ショートステイ事業	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続	継続		児童福祉法において市町村が実施する事業として規定されており、家庭で一時的に養育困難となった児童の養育環境の確保のため、継続していく。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		13,644	13,807	16,011	16,156	19,797	19,348	18,624
決算額（4年度は見込み）		13,584	13,570	11,605	13,368	13,711	14,769	18,624
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	ショートステイ延べ利用日数	212	155	129	107	72	80	120
	乳幼児ショートステイ延べ利用日数	46	30	70	57	27	68	95
	協力家庭ショートステイ延べ利用日数	-	-	63	204	207	344	360

予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	ショートステイ事業運営委託	4,890	委託料	ショートステイ事業運営委託	4,744	委託料	ショートステイ事業運営委託	8,150
委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	7,032	委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	7,167	委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	7,116
需用費	感染症対策消耗品	21	需用費	チラシ等用紙、感染症対策	4	需用費	チラシ等用紙、感染症対策	50
役務費	賠償責任保険料	142	役務費	賠償責任保険料	158	役務費	賠償責任保険料	158
委託料	協力家庭委託費	1,626	委託料	協力家庭委託費	2,696	委託料	協力家庭委託費	3,150

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額			2年度	3年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,436	7,288	3,852	地方税等	0	0	0	
	物件費	13,569	14,611	1,042	国庫支出金	816	957	141	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,584	1,457	▲127	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	142	158	16	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	4,612	4,612	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,400	7,026	4,626	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,184	590	▲594	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲15,931	▲15,621	310	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	18,331	22,647	4,316	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲15,931	▲15,621	310	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲15,931	▲15,621	310	

備考 行政費用は、ショートステイ事業業務委託料である物件費が大部分を占めている。補助費等は、協力家庭ショートステイ事業における賠償責任保険料である。行政収入は、子ども・子育て支援交付金（国庫及び都支出金）及び子供家庭支援区市町村包括補助事業（都支出金）である。

問題点・課題 ①ショートステイ事業運営事業者の変更に伴い、利用者の負担が増加することのないよう運営事業者と緊密な連携が必要である。
②協力家庭の在住する地区が偏在しているため、送迎できる園・学校が限られている。

問題点・課題の改善策								
	令和3年度に取り組む具体的な改善内容			令和3年度に実施した改善内容および評価			令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容	
①	区内全域に協力家庭が登録されるよう、引き続き、周知活動を行っていく。			協力家庭の周知活動により、登録者が増えた。			区内全域に協力家庭が登録されるよう、引き続き、周知活動を行っていく。	
②								
③								
他区の実況	(実施)	22	区	未実施	0	区	不明	0 区)
議会議事録(要旨)								